

○弘前大学COC事業における外部評価委員会要項

(平成26年11月21日要項第20号)

改正 平成28年7月8日

第1 趣旨

この要項は、青森ブランドの価値を創る地域人財の育成事業（以下「弘前大学COC事業」という。）に関し第三者による客観的な評価を行うため、弘前大学COC推進本部規程（平成26年規程第78号）第9条第2項の規定に基づき、弘前大学COC事業における外部評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

第2 組織

外部評価委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 行政機関関係者
- (3) 企業等関係者
- (4) その他学長が必要と認めた者

第3 委員長及び副委員長

- 1 外部評価委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、外部評価委員会の業務を総括する。
- 3 外部評価委員会に、副委員長を置き、委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第4 会議

- 1 委員長は、会議を主宰し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数をもって成立する。

第5 委員以外の出席

議長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

第6 その他

この要項に定めるもののほか、外部評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成26年11月21日から実施する。

附 則(平成28年7月8日)

この要項は、平成28年7月8日から実施する。